

日本体育協会公認アスレティックトレーナー専門科目テキスト
第4巻 健康管理とスポーツ医学 G ドーピングコントロール 新旧対比表

箇所	旧 (平成 22 年度版)	新 (平成 23 年度版)
P128 右側 上から 6 行目	「概説」	削除
P128 右側 上から 8 行目	「受諾履行及び修正」	「受諾, 遵守, 修正及び解釈」
P128 右側 上から 9 行目	アンチドーピング活動の・・・	ドーピング防止活動の・・・
P128 右側 下から 11 行目	「分析」	「分析機関」
P128 表 IV-G-3		下記の通り差し替え
P129 右側 下から 6 行目	2009 年禁止リスト	2011 年禁止リスト
P129 右側 下から 1 行目	「競技会時に禁止対象となる物質・方法」	「競技会 (時) に禁止される物質と方法」
P130 左側 上から 13~15 行目	「特定物質」は, 医薬品として広く市販され, ドーピングとして乱用しにくく, 不注意にドーピング防止違反を誘発しやすいものであり,	「特定物質」は, 競技者がドーピング目的の使用ではないことを証明した場合には,
P130 右側 上から 3~4 行目	3 ヶ月間に 3 回以上の OOCT を受ける必要がある。	追加調査としての OOCT を受ける必要がある。
P130 右側	b. S2. ホルモンと関連物質	b. S2. ペプチドホルモン、成長因子および関連物質
P130 右側 表 IV-G-4	世界ドーピング防止規程 2009 年禁止表	世界ドーピング防止規程 2011 年禁止表
P130 右側 表 IV-G-4	I. 常に禁止される物質と方法 (競技会時及び競技会外)	I. 常に禁止される物質と方法 (競技会 (時) 及び競技会外)
P130 右側 表 IV-G-4	S1. 蛋白同化薬 S2. ホルモンと関連物質	S0. 未承認物質 S1. 蛋白同化薬 S2. ペプチドホルモン、成長因子および関連物質
P130 右側 表 IV-G-4	II. 競技会時に禁止対象となる物質と方法	II. 競技会 (時) に禁止される物質と方法
P131 左側 c. S3. ベータ 2 作用薬	喘息治療薬のベータ 2 作用薬は, 2004 年までは, 基本的には ICT の禁止物質だったが, 2005	喘息治療薬のベータ 2 作用薬のうち, 吸入サルブタモールと吸入サルメテロールは用法用量を守っ

	年禁止リストから常に禁止される物質になった.	て使用するかぎりは禁止されない.
P131 左側 d. S4. ホルモン拮抗薬と調節薬 3~4行目	アロマターゼ阻害薬は乳癌の治療薬であるが,	アロマターゼ阻害薬には乳癌の治療薬などがあり,
P131 左側 d. S4. ホルモン拮抗薬と調節薬 5~6行目	SERMs は乳癌治療薬や骨粗鬆症治療薬であり,	SERMs には乳癌治療薬や骨粗鬆症治療薬があり,
P131 左側 d. S4. ホルモン拮抗薬と調節薬 8行目	ゴナドトロピン分泌促進作用を有している.	抗エストロゲン作用を有している.
P131 左側 f. M1. 酸素運搬能の強化 4行目	酸素摂取	削除
P131 右側 上から 8行目	また, 外科的処置の管理, 救急医療または	また, 医療機関の受診過程または
P131 右側 I. S9. 糖質コルチコイド 3行目	使用方法が細かく	使用方法によって
P131 右側 下から 3行目	局所的使用は禁止されない. 上記以外の使用経路(関節内注射, 局所注射, 吸入)については TUE は不要であるが, 使用申告が必要である.	局所的使用, 関節内注射, 局所注射, 吸入については禁止されず, TUE は不要である.
P133 左側 上から 11~14行目	従来の略式 TUE 対象であった4種類(ホルモテロール, サルブタモール, サルメテロール, テルブタリン)の...	吸入サルブタモールと吸入サルメテロールは用法用量を守って使用するかぎりは禁止されないが, この2剤以外の...
P133 左側 上から 21~23行目	糖質コルチコイドは TUE が不要になったが, 使用時には申告が必要である.	糖質コルチコイド禁止されず, TUE は不要である.
P133 右側 上から 10~12行目	OOCT では, RTP 対象者が提出している居場所情報に基づいて,	OOCT では, 居場所情報などに基づいて,
P133 右側 表 IV-G-5		下記の通り差し替え
P134 図 IV-G-2 ドーピング検査手順	右下図「血液検体の採取」の文中	「採血は・・・」以降を削除
P135 左側 下から 4行目	コピーを受け取る.	競技者がコピー1部を受け取る.

P135	右側	上から 8 行目	検体採取から約 2 週間後に	削除
P135	右側	文献	4) . . . 2009 年禁止表国際基準, (財)日本アンチ・ドーピング機構, 2008.	4) . . . 2011 年禁止表国際基準(財)日本アンチ・ドーピング機構, 2011.
P135	右側	文献	6) . . . , 2009	6) . . . , 2011

P128 表 IV-G-3 ドーピングの定義 (世界ドーピング防止規程)

ドーピングとは、以下のドーピング防止規則違反行為の 1 つ以上が発生すること

- ① 競技者の検体に、禁止物質またはその代謝産物もしくはマーカが存在すること。
- ② 競技者が禁止物質もしくは禁止方法を使用することまたは使用を企てること。
- ③ 適用されるドーピング防止規則において認められた通告を受けた後に、やむを得ない理由によることなく検体の採取を拒否しもしくは検体の採取を行わず、または、その他の手段で検体の採取を回避すること。
- ④ 検査に関する国際基準に準拠した規則に基づき宣告された、居場所情報未提出および検査未了を含む、競技者が競技会外の検査への競技者の参加に関する要請に違反すること。
- ⑤ ドーピング・コントロールの一部に不当な改変を施し、または不当な改変を企てること。
- ⑥ 禁止物質または禁止方法を保有すること。
- ⑦ 禁止物質もしくは禁止方法の不法取引を実行し、または不法取引を企てること。
- ⑧ 競技者に対して禁止物質もしくは禁止方法を投与すること、もしくは投与を企てること、またはドーピング防止規則違反を伴う形で支援し、助長し、援助し、教唆し、隠蔽し、もしくはその他の形で違反を共同すること、もしくはこれらを企てること。

P133 表 IV-G-5 TUE 付与の基準

1. 禁止物質又は禁止方法を治療として用いなかった場合に、当該競技者の健康状態が深刻な障害を受けること。
2. 当該禁止物質又は禁止方法を治療目的で使用することにより、正当な病状治療の後に通常健康状態に回復することから予想される競技能力の向上以外に、追加的な競技能力の向上が生じないこと。
3. 当該禁止物質又は禁止方法を使用する以外に、適正な治療法が存在しないこと。
4. 当該禁止物質又は禁止方法を使用する必要性が、使用当時に禁止されていた物質又は方法を、TUE が無いにもかかわらず以前に使用したことの結果として生じたものではないこと。